

## 官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針

## 1. 趣旨

官民競争入札における入札額の官民間の比較は公平な条件の下で行うべきである。しかし、現状では、国の行政機関等と民間事業者においては入札額の算定方法に相違があるため、それぞれの入札額を単純に比較するだけでは公平な比較にはならない。

このため、公平な比較をするには、入札額を評価する際に競争条件中立化のための適切な調整を行う必要がある。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項第 5 号及び第 14 条第 2 項第 5 号においては、対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項を定めることとしている。

また、これを受け、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」（平成 18 年 9 月 5 日官民競争入札等監理委員会決定。以下「実施要項に関する指針」という。）においては、入札額を評価する際には、官民間の入札額の調整に関する定めを置き、競争条件の均一化を図ることとしている。

この指針は、法及び実施要項に関する指針に基づき、官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定（入札額に含める項目及び含めない項目の明確化）及びその調整に関する方法を定めるもの（以下「入札額の調整に関する指針」という。）である。

なお、国の行政機関等において、対象公共サービスの実情に応じて、入札額の調整に関する指針に示す以外の方法により国の行政機関等の入札額の算定及びその調整を行う場合には、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の審議においてその理由を説明するものとする。

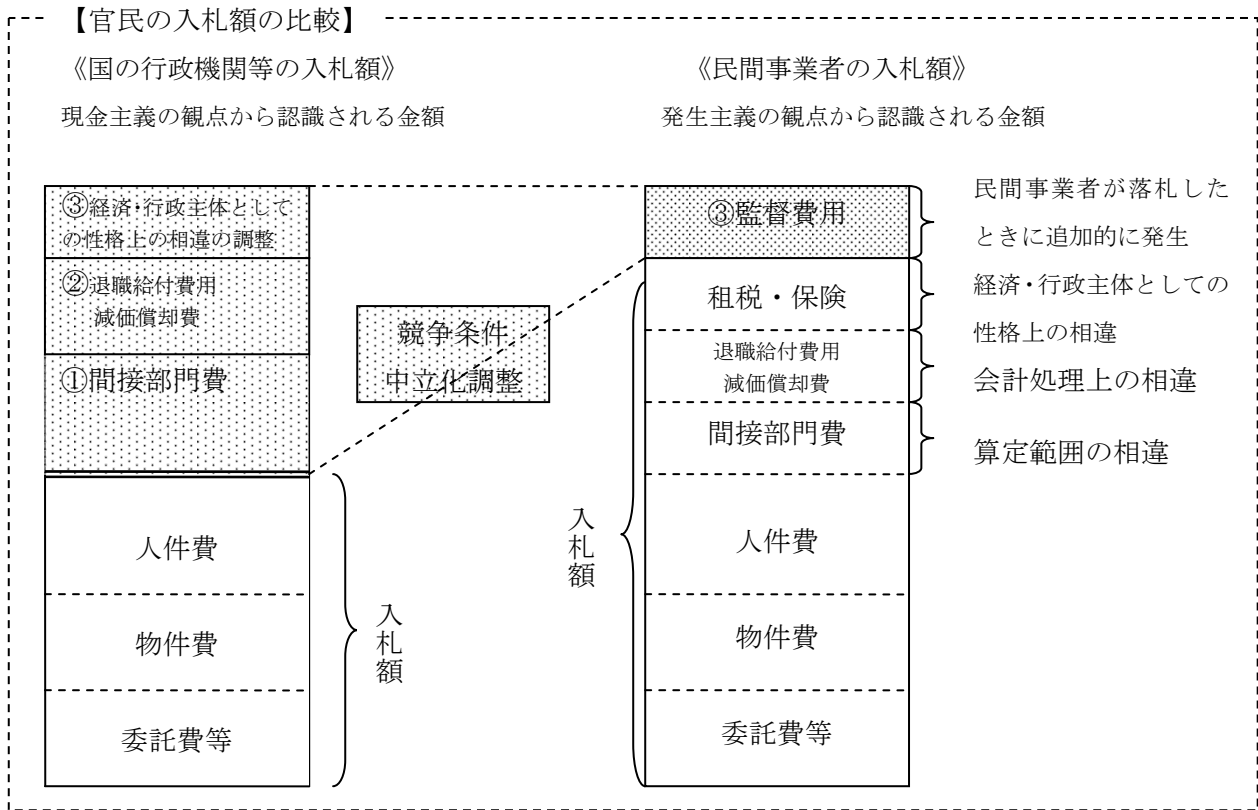
また、官民競争入札及び官民競争入札における入札額の調整については、新しい取組であることから、その目的を適切に果たすため、入札額の調整に関する指針については、今後とも実例の蓄積や監理委員会における実施要項に関する審議、官民競争入札の実施状況等を踏まえ、不断に見直しを行うこととする。

## (解説)

官民間の入札額の相違点は、性質別に以下の三つに分類される。

- ① 経費の算定範囲の相違……………間接部門費
- ② 費用の認識方法の相違……………退職給付費用・減価償却費
- ③ 経済・行政主体としての性格上の相違……………租税公課、保険、監督費用

そして、民間事業者の入札額には、国の行政機関等の入札額に含まれる要素のほか、一般的に上記のような要素が含まれており、これらの各相違点について、入札額の評価の際、国の行政機関等の入札額又は民間事業者の入札額に所要の額を加算し又は所要の率を乗じるなどの方法で調整する必要がある。



<b>2. 官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定</b>
(1) 入札額に含める項目及びその算定方法
<b>ア 人件費</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接部門に従事する職員に係る経費を人件費とする。</li> <li>○ 実際に配置が予定される個々の人員に要する人件費を「実施要綱における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（以下「情報開示に関する指針」という。）4.(1)ウ(ア)（人件費の算定方法）に準じて見積もる。</li> </ul>
<b>イ 物件費</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接部門において使用される物品購入や役務の対価の支払いに係る経費を物件費とする。</li> <li>○ 情報開示に関する指針4.(1)ウ(イ)（物件費の算定方法）により算定した従来を経費を基に、経費削減可能性を考慮して見積もる。</li> </ul>
<b>ウ 委託費等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接部門で実施される出張、業務委託等に係る経費を委託費等とする。</li> <li>○ 情報開示に関する指針4.(1)ウ(ウ)（委託費等の算定方法）により算定した従来を経費を基に、経費削減可能性を考慮して見積もる。</li> </ul>
(2) 入札額に含めない項目
<p>国の行政機関等の入札額には、減価償却費、退職給付費用（退職手当）及び間接部門費は含めない。</p>

(解説)

入札額に含める経費は、入札者である国の行政機関等が対象公共サービスを実施する際に直接必要とする費用として、予算から支払いを受けることとなる経費である。

他方、入札額に含めない経費(2)に掲げる経費)は、非現金支出(減価償却費、退職給付費用)又は他の部門が予算から支払いを受けるもので、実際には支払いを受けることのない経費(間接部門費)であり、いずれも入札額の比較の際の調整項目として、評価の際に国の行政機関等の入札額に加算されることとなる。

3. 官民競争入札における官民間の入札額の調整

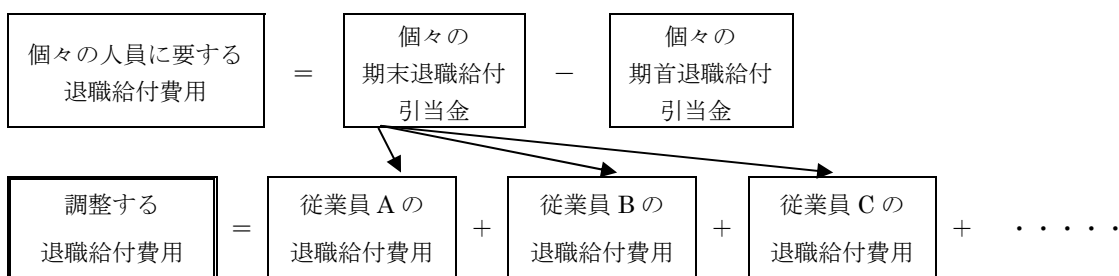
(1) 経費の算定範囲に関する調整/間接部門費

- 民間委託した場合に直接部門の他に削減されると考えられる部門を間接部門とし、当該間接部門に要する経費(間接部門費)を調整対象とする。
- 情報開示に関する指針に基づいて開示した間接部門費から、上記の考え方に基づいて確定した間接部門に係る人件費、物件費、委託費等及び退職給付費用を抽出し集計する。
- 各費目について、削減されると考えられる範囲の単位で集計できない場合には、人員数等による配賦計算を用いて推計により計算する。
- 上記に基づいて算定した間接部門費を調整の対象とする。

(2) 費用の認識方法による相違の調整

ア 退職給付費用

- 実際に配置が予定される個々の人員に要する退職給付費用を調整の対象とする。
- 予定される人員が不明である場合においては、現状の人員に要する退職給付費用を調整の対象とする。
- 上記いずれの方法によることもできない場合においては、情報開示に関する指針4.(1)ウ(エ)の(退職給付費用の算定方法)により算定した過去の実績に基づく計数を用いて調整の対象とすることも可能とする。



### イ 減価償却費

○ 入札の対象に固定資産の取得が含まれているが、契約条件において委託契約の終了時に当該固定資産を国の行政機関等に返却しないこととされている等の場合には、当該固定資産の取得費用と減価償却費の差額を調整する等、実情に合わせた措置を採る。

この場合においては、国の行政機関等の入札額に減価償却額を加え、固定資産の取得価額を減ずることにより行う。

○ 入札の対象に固定資産の取得が含まれているが、契約条件において委託契約の終了時に当該固定資産を国の行政機関等に返却することとされている場合には、減価償却費の調整は行わない。

○ 減価償却額及び固定資産の取得価額の推計方法については、取得予定価格が不明であるため、同種固定資産の過去の減価償却額及び取得価額を基礎として推計を行う。

○ 準備資料は、国有財産台帳、物品管理簿、省庁別財務書類作成のための償却台帳等を用いる。

### (3) 経済・行政主体としての性格上の相違の調整

#### ア 保険料

○ 入札条件において加入を義務付ける保険については、発注者としての国の行政機関等が見積もった保険料を調整額とする。

○ 加入が義務付けられてはいないが、民間事業者が一般的に加入している保険については、個々に検討し、必要に応じて調整する。

#### イ その他(監督費用)

○ 民間事業者が落札した場合において、事務・事業を実施する民間事業者を監督するために新たに必要とされる監督職員に関する人件費を監督費用とする。

○ 監督費用は、民間事業者が落札した場合において追加的に発生する費用であり、監督のために必要となる業務量を見積もったうえ、民間事業者の入札額に加算して調整する性格のものである。

○ 具体的な調整に当たっては、新たに必要とされる監督業務については、国の行政機関等が対象公共サービスを実施する際に直接部門を監督する場合と同様の経費を要するものとみなして、委託した際の削減可能経費として間接部門費の調整額に計上すべき金額と相殺することも可能とする。

### (4) その他留意事項

○ その他、国の行政機関等において特に調整が必要と判断する事項について調整することを妨げない。

(解説)

調整項目に盛り込まない各項目について、その理由は以下のとおりである。

1. 算定が困難であり、重要性も低いために調整項目に盛り込まないもの

民間事業者が負担する税金については国・地方税分を合わせて国の収入になるので、税金相当分については国の入札額に加算して調整することが考えられる。他方、国の行政機関等には、課税額の算定に用いる資本、付加価値、課税標準といった概念がなく、民間事業者と同様の手法による金額算定は困難である。また、財務省財政総合政策研究所作成の法人企業統計調査に基づき、租税公課の全費用（売上原価＋販売費及び一般管理費）に対する割合を算定したところ、サービス業(2002年度～2004年度)の場合、0.8%と非常に低い率である。このため、租税公課については調整の対象としない。

2. 国の行政機関の特性上、国庫から負担されないもの

国庫において負担されないものであって調整項目に盛り込んだ場合には、国の行政機関等がサービスを実施する場合よりも民間事業者にサービスを委託する方がコスト高になる可能性があり、法が目的とする経費の削減にならない可能性があるものについては調整の対象としない。

例えば、労働保険（労災保険及び雇用保険）の保険料や利潤については調整の対象としない。また、利潤を前提とする法人税・住民税及び事業税についても調整の対象としない。

3. 一般的なコスト概念として取り上げられているが、官民間の競争条件の不均一が生じないもの

資金調達コストについては、国の行政機関等が落札した場合には、対象公共サービスに必要な資金は予算措置により調達される。また、民間事業者が落札した場合には、対象公共サービスに必要な資金は国からの委託費により調達される。したがって、国の行政機関等又は民間事業者のいずれが落札した場合でも、資金調達の費用を負担するのは国庫であり、そこに官民間の競争条件の不均一は生じないことになる。このため、資金調達コストについては調整の対象としない。